

令和8年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 令和8年2月4日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時12分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委 員 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 井口 信二
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

まず、本日1名の傍聴の申込みがございましたが、本日の議案第4号から第9号まで、及び報告事項等1、2、4、5、7、8、9、10につきましては議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第4号から9号まで及び報告事項等1、2、4、5、7、8、9、10につきましては、非公開といたします。

傍聴人の方には非公開案件が終了した後、お入りいただくこととします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が8件、報告事項等が11件でございます。

本日の議事の進行ですが、議案第4号と報告事項等1、2、4、5、7、8、9及び議案第5号と報告事項等10並びに議案第10号と報告事項等11は関連のある案件であるため、それぞれの議案を上程した後、あわせて関連する報告事項等の説明をお願いしたいと思います。

それでは、初めに議案第4号「令和8年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。あわせて、関連する報告事項等1、2、4、5、7、8、9の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、私から議案第4号「令和8年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたものでございます。

なお、本日の議案の第4号から第9号まで全てこちらと同様の理由でございますので、本当議案以降第9号までの件につきましては「提案理由」のご説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、別添予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

まず、別添の予算説明書の11ページをお開きください。こちら令和8年度葛飾区一般会計予算説明書の歳入歳出予算事項別明細書の歳出部分でございます。こちらの第8款「教育費」についてご覧いただきますと、令和8年度の予算額は477億4,993万7,000円となつてございまして、令和7年度当初予算額との比較では、128億9,276万円の増となつてございます。なお、

予算説明書につきましては、非常に分量が多くございますので、予算説明書の後ろに添付してございます「令和8年度当初予算（案）主要事業概要（教育費）」に基づきまして、新規・拡大事業を中心に説明をさせていただきます。

主要事業概要に記載の予算額につきましては、事業全体の金額をお示ししているものでございます。それでは、資料の1ページでございます。「基本方針1」の2つ目、「快適な学校環境の整備」でございます。令和8年度小学校2校、中学校1校にスロープを設置するほか、小学校2校に車椅子使用者用トイレを設置いたします。また、小学校9校、中学校6校におきまして、和便器の洋式化を行います。予算額は2億4,009万8,000円でございます。

2ページが一番上、「学校施設の改築」でございます。良好な教育環境を維持するため、改築を進めているところでございますが、8年度は引き続き（1）の改築校に記載の学校で改築を進めてまいります。予算額170億9,344万8,000円でございます。

同じページが一番下、「防災ヘルメットの全校配備」でございます。区立小・中学校の防災対策といたしまして、防災ヘルメットが配備されていない学校への導入及び老朽化した防災ヘルメットの更新を進めてまいります。令和8年度につきましては、9年度に入学する児童・生徒を対象として配備を進めていくものでございますけれども、こちらの予算額2,608万1,000円でございます。

3ページでございます。一番上、「学用品の学校備品化」でございます。これまで、保護者負担でご購入いただいております算数セットや彫刻刀、粘土板といった一部学用品につきまして、学校備品として配備をいたしまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。予算額1,768万円でございます。

その下、「総合的な学力向上事業」でございます。こちらの下から4行目になりますけれども、令和8年度新聞記事を教材としたワークシートの対象学年を現行の小学5年生から中学2年生に加えまして、中学3年生にまで対象を拡大いたします。また、かつしかチャレンジプログラムの取組に学習センター（学校図書館）を活用した探求的な学びに取り組む構想を新設いたします。予算額は1億3,543万7,000円でございます。

その下、「放課後及び夏季休業期間の学習センターの開放」でございます。こちら、放課後や夏季休業期間に学習センターに学校司書を配置いたしまして、子どもたちの学びを充実させるとともに、課題解決能力の向上を図ってまいります。予算額は2億6,335万8,000円でございます。

一番下、「教育情報化推進事業」でございます。こちらの下から5行目になりますけれども、令和8年度中学校におきまして普通教室の大型提示装置の入替えを行うほか、かつしかチャレンジプログラムの「プログラミングコース」に入門コースを新設し、プログラミング教育の充実を図ってまいります。予算額は21億7,601万6,000円でございます。

4ページでございます。下から2番目の「いじめ防止対策プロジェクト」でございます。8年度は弁護士を講師とする研修を実施いたしまして、管理職や教職員の対応力の向上と法的責任の理解を深めてまいります。予算額621万1,000円でございます。

「発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実」でございます。8年度は、現在一部の小学校で試行導入しております認知機能強化トレーニングアプリを、全ての特別支援教室へと拡大いたしますとともに、特別支援教室に通室している児童・保護者に向けて実施しているペアレントトレーニングの対象学年を小学1年生から3年生に加えまして、4年生から6年生までと全学年の保護者が参加できるように拡大いたします。予算額2億1,759万8,000円でございます。

5ページでございます。まず上の「日本語指導の充実」でございますけれども、8年度にはほんごステップアップ教室の3教室目を金町地域に開設するとともに、一部の日本語学級、日本語指導加配教育設置校に日本語指導講師を派遣いたします。また、学習支援用翻訳サービスを試行的に4校で実施いたします。予算額は9,580万1,000円でございます。

下にお移りいただきまして、「不登校対策プロジェクト」でございます。下から3行目になりますけれども、登校サポーターの配置校を小学校2校から3校へと拡大いたしますとともに、生徒一人一人の実態に応じた支援を行うチャレンジクラスを双葉中学校に設置いたします。予算額1億4,029万6,000円でございます。

6ページでございます。一番下になりますが「中学校部活動の地域展開」でございます。今年度末に策定する推進方針に基づきまして、部活動の地域展開を導入した際の諸課題の抽出や、その解決策を検証することを目的としたモデル事業を実施いたします。8年度は新たなモデル校において単独校モデル事業を実施いたします。予算額は3,889万7,000円でございます。

7ページにお移りいただきまして、「学校施設等を活用した放課後子ども支援事業」でございます。令和8年度かつしかプラスの実施を新たに1校で開始いたしますとともに、夏季一時学童保育につきましては、実施クラブを5クラブ拡大いたします。予算額は6億2,994万9,000円でございます。

9ページをお開きください。「スポーツ施設の利用しやすい環境整備」でございます。8年度は、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化工事及び陸上競技場の照明設備改修工事、水元スポーツセンターのトイレ洋式化のほか、荒川・江戸川河川敷グラウンドトイレの工事、水元公園スケートボード広場整備の基本設計・実施設計を実施いたします。予算額は5億2,603万6,000円でございます。

その下、「デジタル技術の効果的な活用推進」でございます。(1)に記載していますが、お花茶屋図書館及び上小松図書館へのセルフ予約棚の導入を進めてまいります。予算額は2,376万7,000円でございます。

10 ページ、「『葛飾区立図書館の改修の考え方』に基づく整備」でございます。8年度はお花茶屋図書館、上小松図書館、亀有図書館、水元図書館の改修工事等を予定してございます。こちら、予算額は4億850万6,000円でございます。

こちらの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項等の説明に移らせていただきます。報告事項等の1「学校施設総合管理等業務における委託の拡大について」でございます。

1「概要」をご覧ください。現在10校で実施しております学校施設総合管理業務委託及び学校用務業務委託につきまして、令和8年度から学校用務業務委託を8校から12校に拡大をいたしまして、全体で合わせて14校を委託するものでございます。

委託校の詳細につきましては、2「令和8年度委託校」の表に記載のとおりでございまして、下線を引いている学校が8年度からの新規学校になってございます。

3「令和8年度当初予算計上額」、14校分といたしまして2億6,803万8,000円を計上してございます。

こちらの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、報告事項等の2「学校プールの解体について」のご説明を申し上げます。

1「概要」でございます。学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導へ移行しており、プールが単独で設置してある学校で、これを解体することによって学校環境の向上が見込まれる場合は、解体に着手していくこととしています。

このたび、令和8年度から学校プールの解体に着手する学校を決定いたしましたので、報告いたします。

2「学校プール解体の考え方」でございます。(1)といたしまして、「増築校舎や校内学童保育クラブの整備を必要としている場合」。(2)といたしまして、「プールの解体により効果的な活用が見込める場合」。(3)といたしまして、「児童1人当たりの運動場の面積が狭い場合」。これらいずれかに該当する学校につきまして、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について消防署等と協議が整った場合に、防災井戸を設置した後にプール解体をいたします。

3「令和8年度解体着手予定校」でございますが、一つ目が奥戸小学校でございます。こちらは校内に学童保育クラブを整備しておりますが、待機児童が恒常的に発生しており、校内学童保育クラブの整備が必要であるため、プールを解体いたします。

おめくりいただきまして、次ページには配置図を添付しております。図面左下のプールを解体いたします。なお、右上の網掛は、現在の校内学童保育クラブでございます。

2「白鳥小学校」でございます。こちらも奥戸小と同様の理由で、校内学童保育クラブの整備が必要であるため、プールを解体いたします。

また、学童保育クラブ整備後は、両校で実施しておりますかつしかプラスを廃止いたしまして、入会児童を校内学童で受け入れるとともに、校外の学童保育クラブの入会児童につきましても校内学童で受入れをしております。

こちらにつきましても、配置図を添付させていただいております。右下のプールを解体いたしまして、左下の網掛が現在の学童保育クラブでございます。

おめくりいただきまして、4「今後のスケジュール」でございます。令和8年度には学校プール解体設計委託と地盤調査委託を実施いたしまして、令和9年度には解体工事を行うとともに学童保育クラブの整備に着手いたします。その後、令和10年度以降に学童保育クラブ運営の開始を予定しております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 学務課長。

○学務課長 それでは、報告事項等の4「学用品の学校備品化について」のご説明を申し上げます。

1「概要」でございますが、これまで保護者負担で購入していた学用品のうち、彫刻刀や算数セット、粘土板といった使用頻度が低いものについて、令和8年度からは学校備品として配備し、授業で必要なときに貸し出せる環境を整備することで保護者負担の軽減を図るものでございます。

2「学校備品化する物品」でございますが、小学校は表に記載の5品でございます。彫刻刀は1校当たり1学級分の35セットを配備し、それ以外のものについては、使用する学年の児童数に予備を加えた数を配備いたします。中学校は、彫刻刀を1学級分の40セットを配備いたします。使用頻度が低いものや一時期しか使わないものを対象として、繰り返し長く使っていく考えでございます。

3「令和8年度当初予算案計上額」は、消耗品費、1,768万円。内訳は、小学校が1,576万円、中学校が192万円でございます。

続きまして、報告事項等の5「防災ヘルメットの全校配備について」ご説明申し上げます。

1「概要」でございますが、現在、区立小・中学校には防災ヘルメットが配備されていない学校や耐用年数内に更新ができていない学校がございますので、児童・生徒の避難時の安全を確保するため、令和9年度から区立小・中学校へ入学する1年生を対象に防災ヘルメットを配備するものでございます。

2「配備計画」でございますが、防災ヘルメットは業界団体において耐用年数が6年と定められております。このため、小学校では毎年度入学時に配備した防災ヘルメットを卒業まで使

用していただきます。中学校では、令和9年度から11年度まで入学時に防災ヘルメットを配備いたしまして、生徒が卒業するまで使用した後、次年度に入学する1年生が引き続き耐用年数に達するまで防災ヘルメットを使用いたします。中学校では、3年度をかけて全生徒分を配備し、それを耐用年数の6年間使用するというサイクルを繰り返していきます。

3「実施時期」は、令和9年4月。4「令和8年度当初予算案計上額」は、消耗品費2,608万1,000円。内訳は、小学校1,377万8,000円、中学校は1,230万3,000円でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは、報告事項等の7「今後の水泳指導の実施方法に関する方針及び実施計画の更新の方向性等について」資料をお開きいただきますようお願いいたします。

1「趣旨」でございますが、本件については屋内温水プールを活用した水泳指導の全小学校の移行を確実に進めていくため、今後予定しております「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」と本方針の実施計画の更新に当たり、その方向性などについてお示しをするものでございます。

また、それに合わせまして、令和8年度に新たに屋内温水プールへ移行する学校や（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの整備スケジュールの変更についてもご報告をさせていただくものでございます。

次の、2「方針及び実施計画の更新の方向性」でございますが、屋内温水プールを活用した水泳指導につきましては、令和4年度から取組を進めておりますが、これまでの間、民間施設の撤退及び休止のリスク、バスの手配、移行後の学校プールの取扱い、事業経費など、移行を進めるに当たりまして、様々な課題が生じてきているところでございます。

そのような中、今後、全小学校の移行をより計画的に進めていくためには、水泳指導の実施方法や屋内温水プールへの移行の考え方のみならず、こうした課題に対しましても整理を行い、それらのことも含め、包括的に考え方を示した内容へと変更していくことを考えております。

また、それに伴い、実施計画についても構成の見直しを行い、全小学校の移行時期を示した移行計画へと変更を行うことを考えているところでございます。

次に、3「更新内容（骨子案）」についてでございます。恐れ入りますが、3ページ目をご覧ください。こちらは更新内容の骨子案となっております。まず更新の骨子案でございますが、1「はじめに」で、今回の更新の目的等について記載をし、2「これまでの取組」では更新と実施計画の策定の経過や屋内温水プールへ移行した学校数や事業経費の推移、これまでの取組の成果や課題について記載を予定しております。3「屋内温水プールにおける水泳指導の考え方」では、教員とインストラクターの役割や授業時数等の考えについて記載し、4「民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備」では、民間施設や既存区立施設の活用の考え方や現

在進めております新宿お花茶屋の施設の概要やさらなる施設整備の必要性とその方向性について記載を予定しております。5「移行前の学校での水泳指導」では、学校プールにおける熱中症対策等について。6「移行後の学校プールの取扱い」では、プール解体や跡地活用の考え方について記載を予定しております。7「移動手段の確保」では、将来的なバスの必要台数のシミュレーションやバスの確保に向けた取組について。8「事業経費の分析」では、これまでも行いました事業経費の試算について改めて整理し、記載する予定でございます。

以上が方針の骨子案となります。

次に、下段でございます「移行計画」でございますが、現在の実施計画では屋内温水プールへの移行や受入施設の整備などの考え方や、各年度の移行校数を示した移行計画が記載しておりますけれども、今回の方針では考え方の部分につきましては、包括的に方針でお示しをすることといたします。したがって、実施計画を移行計画へと変更させていただきまして、全小学校の移行までの道筋、具体的には各年度ごとの移行校数をお示したものを整理させていただき予定でございます。

以降のページにつきましては、現行の方針と実施計画を参考に添付をさせていただいているところでございます。

1ページ目にお戻りください。次に、4「今後のスケジュール（予定）」でございますが、まず令和8年5月の教育委員会で方針の更新案をご報告させていただきまして、次のページへお移りください。6月には文教委員会へ方針の更新案をご報告させていただき予定でございます。その後、7月の教育委員会で新たな方針を決定していただきたいと考えているところでございます。その後、9月の教育委員会と文教委員会において移行計画案をご報告させていただきまして、10月に移行計画を決定する予定であります。

次に、5「その他」でございます。まず、（1）令和8年度の新規移行校の予定でございますが、近年の猛暑の深刻化を踏まえ、1校でも多く屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行を進めるため、施設利用者の方々へのさらなる負担が生じないように配慮した上で、新たに梅田小学校、末広小学校、中之台小学校の3校を屋内温水プールに移行する予定でございます。これにより、令和8年度は中学校1校を含めまして、29校が屋内温水プールを活用して水泳指導を実施する予定でございます。

次に、（2）「（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの整備スケジュールの変更」についてですが、本施設の実施設設計におきまして、施工手順の精査を行ったところ、プールの地下ピットの整備のための地下工事があることや狭小な敷地条件での整備であることから、基本設計時に想定したよりも期間が必要であることが判明いたしました。

それに伴いまして、建築工事に係る期間が6カ月延びることとなります。そのため、表に記載しておりますとおり、建築工事が令和8年10月から令和11年5月までとなりまして、その後、

開設準備を行い、供用開始が令和11年8月へスケジュールを変更するものでございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 それでは、私から報告事項等の8「にほんごステップアップ教室（金町教室）の新設について」のご説明をさせていただきます。

まず、1「概要」でございますけれども、現在、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒に対して、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を総合教育センター（高砂教室）及び新小岩中学校内（新小岩教室）の2か所において運営しております。

外国人児童・生徒が増加していることから、区内3か所目となる「にほんごステップアップ教室」（金町教室）を金町地域に新たに設置いたします。2「設置場所」は、花の木小学校内を予定しております。3「通室対象」ですけれども、対象児童・生徒また対象校は記載のとおりでございます。4「定員」ですが、30人（1クラス当たり15人を上限とし2クラスを想定）しております。5「指導期間」については、週4日、原則4か月となります。

次のページをご覧ください。6「開設時期」は、令和8年9月を予定しております。7「令和8年度当初予算案計上額」でございますけれども、教室運営費は4,839万円。これは高砂教室、新小岩教室を含みます。また、教室整備費は、405万2,000円となります。

8「運営体制」ですが、高砂教室及び新小岩教室と同様に、民間事業者へ委託して実施をいたします。

なお、入室の申込みや入室時の面接等のにほんごステップアップ教室全体の管理運営については、高砂教室で行います。

参考として、想定している通室対象校をここに記載させていただきました。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等の9「令和8年度における放課後子ども支援事業の取組について」のご説明をいたします。

まずは、1「私立学童保育クラブ整備」でございます。（1）といたしまして、令和8年4月1日に開設を予定しております二上小学校の校内に定員80人の学童保育クラブを新設いたします。（2）といたしまして、令和9年9月開設を予定している東金町小学校増築校舎内に定員110人程度の学童保育クラブを新設するための工事を行います。

次に、2「放課後居場所事業（かつしかプラス）」でございます。（1）「目的」でございますが、学童保育クラブの待機児童が特に多い学校におきまして、放課後、土曜日、三季休業中等の時間帯に校内の諸室等を一時的に活用し、安全・安心な居場所を提供し、児童を見守る

ものがございます。(2)の「実施予定校」でございますが、全部で8校を予定しております。継続校といたしましては、記載の7校。新規実施校といたしましては、道上小学校の1校。廃止校といたしましては、利用人数の少ない上小松小学校の1校を予定してございます。

次に、3「夏季休業日の一時学童保育」です。(1)「目的」でございますが、夏季休業日の間、保護者とその同居者の就労・疾病等を理由に、監護が必要な児童を学童保育クラブで保育するものがございます。次のページをご覧ください。(2)「実施予定学童保育クラブ」でございます。ア「私立学童保育クラブ」は31クラブで実施を予定しております。内訳といたしましては、継続は記載の22クラブ、新規は記載の9クラブでございます。なお、イ「公立学童保育クラブ」の実施クラブにつきましては、例年同様5月中旬頃に決定予定でございます。

次に、4「放課後子ども支援事業の総合的な再構築の検討について」でございます。令和7年12月、こども家庭庁・文部科学省より、新たな「放課後児童対策パッケージ2026」が発出されました。この中で、学童保育クラブの受け皿整備の方向性といたしまして、学校施設等の既存施設の活用をより一層推進することを基本に、小学校内で実施される放課後子供教室との校内交流型を強力に推進していくことが示されたところでございます。

区といたしましては、このような国の指針等を踏まえつつ、保護者や児童の放課後に対する需要を具体的に把握するため、今年度中にアンケート調査を実施し、放課後子ども支援事業の総合的な再構築につきまして引き続き検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明については、まず関連する報告事項等について、1件ずつご質問等を受けたいと思います。それでは、まず報告事項等の1「学校施設総合管理等業務における委託の拡大について」、こちらについてご質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項等の1を終わりとします。

続いて、報告事項等の2「学校プールの解体について」、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の2を終わりといたします。

続きまして、報告事項等の4「学用品の学校備品化について」、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。こちらの施策につきましては、保護者の負担も減りますし、ありがたいことかなと思っております。1点質問なのですけれども、1校当たりの配備数が、小学校、例えば彫刻刀だと35セット、中学校だと40セットと固定になっていますが、一方で学校によって生徒数が違うかなと思ったので、運用面に問題はないかと気になった

のですけれども、いかがでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 彫刻刀につきましては、基本的に各学校の図工室や美術室に置くことを考えておりまして、小学校も中学校も確認をしてみましたところ、1セットあれば大丈夫だろうと、授業割の関係から大丈夫だという話を聞いておりますので、この数にしているところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。過去の授業割で同時に使う数が、こんな数があれば十分だと理解しました。多分もう卒業されたお子さんがいる家庭とかで既に使われなくなった彫刻刀とか、算数セットがあるかなと思いました。そういったものをPTAの協力を得て、集めて使ってもらおうという取組も可能かなと思ったので、足りなくなるとかいう場合があれば、そのようなものを活用してもいいのかなと思いました。

○教育長 学務課長。

○学務課長 卒業生が使わなくなったものを次の世代に使ってもらってもいいのではないかと
いうご意見だと思います。確かに、この学校備品化により繰り返し使っていきますと、途中で
壊れたり摩耗したり、そういったことも考えられますので、今のご意見を学校にも確認をし、
可能であればそういった取組も検討していきたいと思えます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の4を終わります。

続きまして、報告事項等の5「防災ヘルメットの全校配備」について、ご質問等はござい
ますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 防災ヘルメットについては、かなり前に各学校の児童数ぐらい配置されていて、
普通教室の棚などにずっと置かれていたのです。おそらく全校に一度配置していると思うので
すけれども。その後、使い回しが衛生上どうかという話が保護者からも出て、切替えとして個人
持ちの防災頭巾が導入されたという経緯があります。未だにそれを使っている学校もあれば、
3.11以来、防災を重視していこうということで、ヘルメットを学校で購入しているところとば
らばらかなと思うのですけれども、今回は一斉に導入するということですが、小学校の場合は
入学からそのままずっと卒業まで使うからいいのですけれども、中学校は、以前の固定の学校
に置いたヘルメットが衛生上の問題云々と出たと同じように、今回使い回していくとそういう
問題も出てくるかなと思うので、その辺については少し配慮したほうがいいのかなと思えます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 確かにヘルメットは耐用年数6年で回していきますので、中学校は1年生から3

年生まで使うと、次の1年生が3年生までまた使う。そこで1回、切替えがございます。そのタイミングで衛生的に何か消毒が必要ということであれば、学校でスクールサポートスタッフなどにお手伝いいただくと、そういったことも提案していきたいと思います。衛生面も考えてまいりたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 そうすると、区内の中学校ではもちろんですが、小学校でも入学の時に防災頭巾を持ってくるように説明している学校もあったのですけれども、全部防災ヘルメットに切り替えて、それは区の予算で配備するということがよろしいのですよね。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今のお話のとおりでございまして、防災頭巾よりもヘルメットのほうが、頭を守る性能は高いというところで、今後は区でヘルメットを配備していきたいと考えております。これについては小学校にも意見を聞きまして、全ての学校からヘルメットを配備したほうが好ましいということでご回答いただきましたので、令和9年度の1年生からは、小学校にヘルメットを配備していきたいと考えております。

○井口委員 分かりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項等の5を終わります。

続きまして、報告事項等の7「今後の水泳指導の実施方法に関する方針及び実施計画の更新の方向性等について」に関するご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の7を終わりとします。

続いて、報告事項等の8「にほんごステップアップ教室（金町教室）の新設について」、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 今、実際に高砂と新小岩でどのぐらいの生徒・児童が通っているのか、何か国語ぐらい必要なのかなということ、今後、新しく金町教室ができますけれども、そこもどういった形になるのかなというのを教えていただきたいのですが。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 今現在通っている児童・生徒数ですけれども、12月末の時点が最新ですが、高砂教室で23名、新小岩教室で22名となっております。指導法は、母語を使って指導する間接法ではなくて、簡単な日本語とかをイラストを使って直接法という指導を行っていますので、いろいろな多国籍の言語に対応できるようになっております。ちなみに、今現在の国籍ですけれども、中国の方が一番多くて、ついでネパール、モンゴル等の国籍の方

が今、多くなっております。

以上となります。

○教育長 アジアが多いということですね。

壺内委員。

○壺内委員 今のことに関連しまして、国際化や労働力不足ということで、本当に外国人がどんどん本区にも入ってきており、親とともに子ども・児童数が増加している傾向にあります。そういう中で、今、フィリピンやネパールなどの東南アジア系が非常に多いということですが、学習する時間は、午後ですか。

○総合教育センター教育支援課長 金町教室は午前中になります。

○壺内委員 1日何時間程度お勉強するのですか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 3時間程度の授業時間となります。

○壺内委員 午前中あるいは午後は各学校に行って、残りにはほんごステップアップ教室に通うということでもいいのですか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 にはほんごステップアップ教室に、まずは朝通っていただいて、その後、時間は大体11時半が3時間目の終了の目安となっております。その後、自分の在籍校に戻りまして、給食を食べて、午後授業を受けるというような流れとなっております。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 給食は各学校で食べるというのが原則ですか。

○総合教育センター教育支援課長 はい。

○壺内委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員 今、それぞれの委員さんから質問があったように、にはほんごステップアップ教室の子どもの動き、また学校での受入れの状況などがなかなか見えにくい事業でもありますけれども、地域としては非常に求められておりまして、現場の先生もここがしっかりスタートできると、自分の地域の学校に戻ったときにも、スムーズに行くということで、期待をしているところであります。

2番目に開設しました新小岩でも、非常にご苦勞も多い中で、進めていただいております、そのことに関しては非常に感謝をしております。

その上での質問なのですが、当然のことながら子どもですから、保護者のネットワークがあって、こういう情報も分かるのですけれども、まず、このにはほんごステップアップ教室の対象

になるお子さんだなどというのを判断し、その情報をお子さんや保護者にご案内するのは、担任の先生がしていらっしゃるのでしょうか。現状をつかみたいものですから、確認の意味で教えてください。

○**教育長** 総合教育センター教育支援課長。

○**総合教育センター教育支援課長** まずは、日本語指導を希望される場合は、学校から総合教育センターに申請書を提出していただきます。その後、我々で面接を行いまして、そのお子さんがにほんごステップアップ教室の指導が必要なのか、それよりも日本語学級の指導が必要なのか、そもそも日本語の指導が必要ないのかというところは、こちらで判断させていただいて保護者の方にお伝えさせていただいております。

○**教育長** 久保委員。

○**久保委員** 日本語学級とにほんごステップアップ教室の違いを判断する基準というのは何なのでしょうか。

○**教育長** 総合教育センター教育支援課長。

○**総合教育センター教育支援課長** ステップアップ教室は来日直後でほとんど日本語がしゃべれないお子さんを対象としておりまして、我々としては、日本語で日常会話程度ができる場合、日本語学級の入級ということを進めております。

○**教育長** 久保委員。

○**久保委員** 確認ですが、親御さんは基本的にお仕事とかで、葛飾区に住民票を移して居住するのですけれども、お子さんと面接するのは担任の先生かなと思ったのですけれども、その接点はどなたがやって、キャッチができるのでしょうか。

○**教育長** 総合教育センター教育支援課長。

○**総合教育センター教育支援課長** 面接につきましては、総合教育センター内で面接をするのですけれども、そこでは委託業者の資格を持った日本語指導員が面接をしております。そこで子どもの状況を判断していくような形になっております。

○**教育長** 担任の先生が案内を保護者とか子どもにして、受けてみるという話になれば、申請書を学校がセンターに提出して、そこから先はもう学校の先生を介さずに対応するというのでいいのですよね。

○**総合教育センター教育支援課長** そのとおりです。

○**久保委員** ありがとうございます。その上で、もしステップアップ教室が必要、日本語学級が必要ということになったときに、そのことを親御さんにお伝えして、最終的に実際にそれを受けるのは子どもなわけですね。その子どもが行くか行かないかというのは、ご家庭の中で判断をして、そこにたどり着けるかと思えます。保護者のネットワークって結構強いものがあると思えますので、その辺の理解がきちんとしていただけると、せっかく事業として立ち上げ

ていただいているステップアップ教室の事業がきちんと子どもに伝わり、教育環境も整うかなということが非常に期待をされるわけです。

そうしたときに、いざ3カ所の開設するところへ通うというときに、小学校の低学年の子どもは1人では行かれませんよね。そのときに、親の就労状況によっても、連れていける親御さんもいるかもしれないけれども、行かれないためにここにたどり着けないというお子さんもいらっしゃると思います。そのような場合の対応などは、現状どうなっているのでしょうか。

○**教育長** 総合教育センター教育支援課長。

○**総合教育センター教育支援課長** 委員のおっしゃるとおり、小学生につきましては保護者の送迎は必須としております。そのため私も学校の現場から、なかなか保護者の就労の関係で、遠くまで連れていけないのだという声を聞くことがございます。その場合、日本語通訳派遣という制度がございまして、年間50時間の通訳派遣をして、その辺の日本語が分からないような児童に対しての対応をしております。

○**教育長** 久保委員。

○**久保委員** もう1回、確認です。親御さんが連れて行って、子どもが3時間ぐらい午前中、にほんごステップアップ教室の授業を受けられるときに、親御さんもそこについていて、帰り連れて地元に戻って給食を食べるところまで、もし親御さんが動けるのであればそれは一緒に同行してということが可能なわけですね。

○**教育長** 指導中、保護者の方がどうしているのかについても説明をお願いします。

総合教育センター教育支援課長。

○**総合教育センター教育支援課長** 指導中の保護者の方の対応は教室によって異なっておりまして、基本的には送っていただいて、時間になって迎えに来ていただくような、そういう方が多いのですけれども、総合教育センター内には待機場所もございますので、何人かはそこで待っている保護者もおりますし、子どもたちの様子を見ている、授業の様子を見ている保護者もいらっしゃいます。

新小岩教室につきましては、待機場所がないものですから、そこは時間になったら迎えに来ていただく形になります。

○**教育長** 希望すれば参加はできるということでもいいのですよね。

○**総合教育センター教育支援課長** そうですね。

○**教育長** 久保委員。

○**久保委員** 分かりました。最後にします。3カ所目の開設ということで、葛飾も南北に広い地域でございますので、裏の地図を見ますと、線が青い線と赤い線で地域割りをしているように思いますけれども。交通手段によってはこの区域を越えてでも、スムーズに通える、また子どもたちが少し年齢の高い子であれば、自力で通えるということが可能なのであれば、その辺

柔軟な対応をしていただければと思います。これからますます共生社会で、国籍を問わず様々なお子さんが葛飾に住みやすいということで、子育ての利便も含めて増える体制になっていくと思います。ぜひ、このにほんごステップアップ教室が充実して、葛飾で子どもたちが国籍を超えて様々なカルチャーに触れられて、育っていく環境が整うことを切に期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も今、久保委員がおっしゃったところに加えてなのですけれども、学校で学務課が入ってくるときに、日本語で授業をやりますよということをお伝えして、こういうステップアップ教室に誘っていくというところはやっていたかかなと思います。

一方で、いろいろな事情で通えなかったり、保護者とか子どもが余り積極的でないと、日本語が分からないまま学校に通ってしまい、学校側の運営負担が上がってしまうケースも聞いておりますので、今後、参加率等学校の事情を見て、よりよい形をご検討いただけるとありがたいかなと思われました。

もちろん現地に通ってやるのが一番効率的かなと私も思うのですけれども、民間の教材でオンラインでできるものもありますので、なるべく日本語教育を受けていただけるような形をご検討いただけるとありがたいなと思われました。

○教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の8を終わりとします。

次に、報告事項等の9「令和8年度における放課後子ども支援事業の取組について」のご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の9を終わりとします。

それでは、お戻りいただきまして、議案第4号についてご質問等がございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 予算についてですけれども。まず、この予算の全体額でいうと470億円ですか、前年度に比べて100億円以上増額というところで、かなり教育にご注力いただいたかなと印象を持っております。予算を組むに当たって、いろいろ事務局の方もご尽力いただいたと思っております。ありがとうございます。今後、事務局の皆さんや学校など、それを使う方々がどう有効に使っていくかということが重要になると思いますので、私としてもそのあたりを活用できるような協力をしていきたいなと思っております。

その上で3点ほど確認なのですけれども。まず、予算が増えた主な要因としては、施設整備の予算が昨年度に比べると100億円以上増えていたかなと思うので、そのあたりが大きいかなと思っております。一方で、その前の令和6年度が130億円だったので、多分あと130億円、

60億円、今回170億円という推移になっていて、その上下の波があるかなと思ったのですけれども。そのあたりは、事業計画に基づいて、そういった推移になっているのか、それとも何か予算の発注とか資材の高騰とかそういった外的要因があって、計画どおり進まなかった部分があるのか、そのあたりを伺えればと、まず思いました。

2点目が、予算が大幅に増えたことについて、私としては教育は未来の投資だと思っているので、惜しまずに出していただいたらありがたいなと思う一方で、原資とか財源についても理解をしておきたいなと思いました。特に施設の整備の場合は、積み立て基金を使うのかなと思うのですけれども、そういった状況を伺えればと思いました。

3点目が、8年度からいわゆるNEXT GIGAスクール構想の第2期が始まるという理解をしております。物品の調達ですとか、そのあたりの予算が組まれているのかなと理解をしております。一方で、そのあたりの新しい取組があった場合に、運用面で、何か支援ができるような策は整備されているのかというところが気になりまして、その点、伺いたいと思いました。

以上の3点でございます。

○教育長 いかがでしょうか。

教育総務課長。

○教育総務課長 まず、昨年度に比べて金額が増えたというところでございますけれども、昨年度との比較で申し上げますと、ご認識のとおりおよそ129億円増えてございます。それぞれの事業の中で多少の増減というのはあるわけでございますけれども、やはり一番大きいのはご指摘のあったとおり、学校改築に係るところでございます。例えば、教育費の中の教育総務費というのがございまして、その中の学校施設建設費という項目で見ますと、そこだけで、120億円ぐらいの増になっているというところで、一番大きな要因としては改築の部分が大きいというところでございます。そのほか、金額的なウエートで申しますと、教育情報化のあたりが20億円以上あるといったところもございまして、というところでございます。

次に、全体の比率といったところでは、金額を見ますと、昨年度が一般会計予算に対する教育費の比率というのが、令和7年度が13.5%でございました。令和8年度は今の案ですと16.9%ということで、およそ3.4%増になっているのですけれども。この増えた分というのが大きなウエートを占めているのは改築の部分という形になります。改築の部分を除いた13.5%という比率が、ほかの区と比べてどうなのかといったところもあると思うのですけれども、23区を確認してみますと、13%近辺がボリュームゾーンなのかなというところで、決して突出して多いとか少ないといった状況ではないというところでございます。

次に、財源のところでございますけれども、例えば学校施設の建設に使うということであれば、公共施設の整備基金も活用するところにもなろうかと思えますし、また改築に係る補助金

といったものもございますので、そういったものも活用しながら、極力区の持ち出しとしては、少なくしていこうということで、これは教育委員会事務局に限らず、葛飾区としてもそういった形で進めているところでございます。補助金の獲得ですとか、基金をどういうふうに使っていくかといったところは、財政当局と調節をして進めていきたいと考えてございます。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 G I G Aスクールの運用面の取組でございますけれども、これまでも1人1台タブレット端末が円滑に学校で活用されるよう、I C T支援員も手厚く配置させていただいております。現状、週3回、大規模校といわれる18学級以上の学校においては週4回という配置でございますが、そちらについては継続をさせていただく予定でございます。また、G I G Aスクールが始まったときに、教員の方々に手に取っていただけるようなハンドブックというものもつくらせていただいておりますが、今後更新をして、先生方が自分で見ながら取り組めるような、そういった細やかな支援も実施をさせていただく予定です。また教員向けの研修につきましても、さらに教員の方々に意識を強く持っていただけるようにメニューの充実も考えているところですので、そういった形でまた2期目の端末についてもしっかりと活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。先ほどNEXT G I G Aの話で、これまでもI C T支援員さんとか、ハンドブックのようなりテラシーを上げたり、ノウハウを教えていくといったことに踏み出していただいたかと思っています。ただ基本的に、この第2期で端末も更新されますけれども、M a c O Sベースのi P a dであることは変わらないと思うので、そんなに現場の運用面で大きく変化するところはないという認識でよろしいでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 おっしゃっていただいたとおり、まず端末自体のスペックは上がりますけれども、機種はi P a dを採用させていただくので、特段大きく変わるということはありません。また、今回新しくペンが子どもたちには配られることになりますので、その取扱方法ですとか、学校で管理をしていただくかどうか、そういうところにつきましては、昨日校長会もございまして、そこで概要のご説明もしましたし、この後オンラインで学校向けの説明会という形でその変更点なども丁寧に説明させていただいて、極力学校に混乱がないようにご案内していく予定でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。承知しました。i P a d、A p p l e P e n c i lですか、それが配布されるというところでよろしいでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今回、ペンはApple Pencilではないのですが、そこまで性能が悪くないような形で、しっかり子どもたちが使えるようなペンを配らせていただきます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。先に学校施設の話をお伺いいただきまして、ご回答ありがとうございました。全体予算の比率まで示していただき、他区と比べても遜色のない、むしろ高い割合を教育費に割いていただいたかなというところで、皆様のご尽力に感謝いたします。

私が質問したところで一つお答えいただけていないところがあって、施設整備の予算について、令和6年、令和7年、令和8年で少し波がありますが、さっき申し上げた資材の高騰ですとか、業者の手配とかといったところで、何か予定より進まなかったのか、それとももともと予定どおりだったのか、そのあたり教えていただけるとありがたいなと思いました。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 整備の予算についてですが、昨今の物価上昇や週休2日制の導入などを含めてコストが上がっているということは事実でございますけれども、工事の内容自体が変わってきているというところがございますので、実際はそちらが大きな原因だと認識しております。

○田中委員 承知しました。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 2点、お願いします。一つは感想なのですが、前回の教育委員会の中でも、学校評価のところで快適な学校環境というところで、平均的なものが示されて、それが新築校とそうでないところとの格差というのはあるだろうという話が出たのですが、今回、施設改築のところでかなりの高額を使って、計画を進めていただけるのは本当にありがたいなと思います。同時に、修繕とか整備のところでもかなり予算を使って、差が出ないように頑張ってくれているのだなという様子は両方見てよく分かりました。ありがたいなと思います。

新築に関しては、田中委員の話にもありましたけれども他地区でも苦勞していて、工期が遅れていたり全然進まないというような改築の計画で困っている地区もある中で、葛飾区は比較的、少しずつ遅れつつも進めてきて、次から次に計画が出てきているのは非常にありがたいなと。順調に進むように願っています。1点目です。

もう一つは、教育指導課の学力・体力向上の取組のところなのですが、新たな予算が幾つか出されています。先週、葛美中学校の研究発表会が終わって、今年度の研究発表は全部終わったのですが、いろいろな授業改善とか新しい指導法の試行も先生方が頑張って苦勞してやっている様子がよく分かりました。それについて、指定校を受けると講師料とかかか

ると思いますし、もし人的な配置が必要になったり、教材・教具、最近ではアプリケーションソフトの導入等々、結構お金がかかると思うのですけれども、予算措置はどのようになっているのでしょうか。頑張っ研究して区内に広める上では、ある程度お金はかかることだと思うので、その辺、現状と今後どのように考えているかについて教えていただきたいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 研究指定校につきましては、報償費並びに消耗費につきましては、しっかりと予算を確保させていただいております。例えば、講師の方に報償費、それから消耗品費で印刷・製本等、そういった形でやらせていただいております。後ほど金額についてはお伝えさせていただきます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 予算編成、大変お疲れさまでした。例年私も「葛飾の今年の目玉は何ですか」と聞かれることがあります。予算編成の中で、学校改築で129億円増額しているということは分かるのですが、各課で何か目玉になる新規事業がありましたら紹介していただきたい。

○教育長 いかがでしょうか。それぞれの課で。

地域教育課長。

○地域教育課長 先ほどの資料にも書かせていただきました学校運営協議会について、来年度から導入を目指して準備を進めてございます。今年度までは、実は予算書上にもどこにも記載がなかった項目でございますが、今後3月に規則を制定しまして、その上で学校運営協議会を立ち上げていきます。予算書の本体でいうと、教育総務費の中に経費として出てきまして、その中には報償費ですとか、必要な消耗品費が含まれています。ただまだ2校分ですので、先ほどの資料にも書いてあった50万円ほどしか予算的には積んでいないのですが、順次学校を拡大していくという予定でございますので、地域教育課の新規事業ということでご紹介ということでございます。

○教育長 そのほかの課はいかがですか。

教育指導課長。

○教育指導課長 まず、学習センターの拡充ということで、読み解く力、また資料を読んでしっかり記述する力を育てていくということで、中央図書館と連携を図りまして、かつしかっ子調べる学習コンクールというのを来年度始めていきたいなと思ってございます。また、それに含めまして、学校司書を拡充いたしまして、年間210時間を220時間に、10時間プラスして配置をさせていただきたいと思ってございます。

先ほどの研究指定校の回答でございますけれども、報償費につきましては、年間12万円、1年目でございます。2年目につきましては、年間15万円を報償費でつけさせていただきまして、

2年目につきましては、印刷・製本費として10万円をつけさせていただくというところがございます。

以上でございます。

○**教育長** 総合教育センター教育支援課長。

○**総合教育センター教育支援課長** 今回の新規事業といたしまして、先ほどご報告させていただいたほんごステップアップ教室の金町教室に加え、先日の教育委員会でご報告させていただいたチャレンジクラスを双葉中学校内に開設して、不登校対応の支援を手厚くしていくというような考えでございます。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** 情報化で申し上げますと、これからの子どもたちには情報活用能力が求められてきますので、情報教育の充実の観点で、一つ、小学校のプログラミング教材に更新をかけまして、多岐に使えるような製品に入替えさせていただく予定でございます。また、かつしかチャレンジプログラムのプログラミングコースについても、小・中学校ともに入口で親しんでいただけるように入門コースという形でそれぞれご用意させていただいて、プログラミング教育の一層の推進をしてまいりたいと考えてございます。

○**教育長** あとは、学務課はさっきの教材の備品としての扱いとかそのあたりでしょうか。

時間の関係があるのでそのぐらいにさせていただいて、そのほかのご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第4号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第4号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第5号「令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第5号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。あわせて、関連する報告事項等10の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、私から、議案第5号「令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第5号・教育費)に関する意見聴取」につきまして、ご説明申し上げます。

別添の予算につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、お手元の葛飾区一般会計補正予算(第5号・教育費)と書かれております資料、こちらの10ページをお開きください。歳入予算でございます。こちらのページの一番上になりますけれども、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費補助金の、4「学校施設環境改善交付金」は、補正額5,656万5,000円の減額でございます。こちら後ほど歳出でもご説明させていただきますけれども、新宿地区で建設を予定しておりました屋内温水プールにつ

きまして、工事の入札が不調となったことから、整備に係る補助金について歳入予算から減額をするものでございます。

続きまして、同じくその下、9「公立学校情報機器活用支援体制整備事業費」は、補正額706万2,000円の増額でございます。こちらGIGAスクール環境整備事業に要する経費の一部について、補助を受けるものでございまして、補助率基準額の3分1でございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページでございます。12ページの中ほどの少し上あたりになります。第14款都支出金、第2項都補助金、第6目教育費補助金、13ページにお移りいただきまして、23「デジタル利活用支援員配置支援事業費」は補正額3億5,171万円の増額でございます。こちら区市町村におきますICT支援員配置に要する経費に対する補助金でございます。補助率基準額の4分の3でございます。

続きまして、12ページをご覧くださいまして、その下になります。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金の次ページ、13ページにお移りいただきまして、1利子及び配当金。この1の基金利子収入の(2)奨学資金積立基金でございます。こちら19万7,000円の増額でございます。上半期の利率が想定を上回るものであったことから今回、計上をしているというものになります。

続きまして、12ページの一番下をご覧ください。第16款寄附金、第1項寄附金、13ページ第2目指定寄附金の2奨学資金積立基金寄附金、こちら19万9,000円の増額でございます。こちらは葛飾区合唱連盟からの寄附金20万円に関するものでございまして、当初予算に計上済みの予算額1,000円との差額、19万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明をさせていただきます。資料16ページをお開きください。第8款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の1、17ページでございます。1奨学資金貸付経費の(1)奨学資金積立基金積立金は、19万9,000円の増額となっておりますが、こちら先ほど歳入でご説明申し上げました葛飾区合唱連盟からの寄附金を奨学資金積立基金に積み立てるというものでございます。

16ページ、補正額の財源内訳をご覧ください。特定財源といたしまして、ただ今の寄附金のほか、先ほど歳入で申し上げました基金利子収入、こちらを特定財源として充当いたします。

その下、第3目教育指導費の1、17ページでございます。1学校教育活動指導経費の(1)教育情報化推進経費でございます。こちら1億2,230万円の減額でございます。学校情報機器整備支援事業に要する経費の一部について、東京都から事業者へ直接に補助金が交付されたということで、その分を減額するものでございます。

16ページの特定財源の欄をご覧ください。こちら財源構成でございまして、歳入で申し上げましたICT関連の国庫支出金及び都支出金を特定財源として充当するというものでございます。

続きまして、16 ページの一番下になります。第4目学校施設建設費の、17 ページにお移りいただきまして、1 屋内温水プール建設経費、こちらの(1) (仮称) 新宿地区屋内温水プール建設経費でございます。先ほど歳入でも申し上げましたけれども、新宿地区に建設を予定しております屋内温水プールにつきましては、建設工事の入札が不調となりましたため、①の工事管理業務委託費につきましては、7年度予算を1,010万円の減額、②の本体工事費につきましても、12億5,810万円の減額を行いますとともに、令和8年度から9年度まで設定しておりました債務負担行為を補正するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、恐れ入ります、26 ページをご覧ください。こちらの債務負担行為補正の表の下から3番目の、屋内温水プール建設工事管理業務委託、及び下から2番目の屋内温水プール建設工事でございますけれども、こちら入札不調になったことを受けまして、債務負担について一旦打ち切る形で補正をするものでございます。

16 ページにお戻りいただきまして、補正額の財源内訳について、特定財源の欄をご覧ください。先ほどご説明申し上げました歳出の減額に伴いまして、歳入でご説明いたしました国庫支出金の5,656万5,000円及び政策経営部の所管になりますけれども、繰入金11億2,400万円、こちらをそれぞれ減額をいたします。

18 ページをお開きください。第8款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、19 ページにお移りいただきまして、こちらの1、小学校維持管理経費の(1) 学校施設維持管理経費は5,300万円の減額でございます。令和7年度当初に電気料金の高騰を見越して予算計上をしておりましたところ、新電力の入札におきまして、基本料金を抑えられたこと。また、夏季の電気・ガス料金について政府の補助が行われたことで、予算に残額が生じる見込みとなったことから、減額をするものでございます。

20 ページをお開きください。第8款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、21 ページにお移りいただきまして、こちらの1 中学校維持管理経費の(1) 学校施設維持管理経費は、1,400万円の減額でございます。こちらも小学校と同様、年度当初に電気料金の高騰を見越して、予算計上をしておりましたところ、新電力の入札等によりまして予算に残額が生じる見込みとなったことから、減額を行うものでございます。

22 ページをお開きください。第8款教育費、第6項社会教育費、第1目社会教育振興費、23 ページにお移りいただきまして、こちらの1 放課後支援事業経費の(1) 放課後子ども支援事業経費は、1,768万円の減額でございます。学童保育クラブと放課後子ども教室、わくわくチャレンジ広場の申請手続一元化の業務支援委託におきまして、一元化の内容を見直したことによりまして、委託が不要となったため減額をするものでございます。

その下の(2) 学童保育クラブ運営助成経費、こちらの①運営事務等職員配置費助成は、7,996万8,000円の増額でございます。こちらは、私立学童保育クラブの運営事務等を行う職員の配

置に係る経費につきまして、令和6年度から東京都が国の補助にさらに上乗せする形で補助を実施してございまして、上乗せ分の補助負担割合を東京都2分の1、市区町村2分の1としていることから、区負担分を計上しているものでございます。

その下、②物価高騰緊急対策費助成でございまして、こちらは641万6,000円を増額でございます。内容といたしましては、物価高騰が続く中、利用者から高騰分を徴収することが困難な学童保育クラブに対しまして、光熱水費の補助を行うための経費を計上するとともに、繰越明許費の設定を行うものでございます。

22ページの右になりますが、補正額の財源内訳特定財源欄をご覧ください。都支出金といたしまして、4,255万7,000円を財源充当しておりますが、こちらは政策経営部と子育て支援部で所管しております交付金を財源として充当しているというものでございます。

繰越明許につきまして、24ページをご覧ください。こちら繰越明許費明細書でございまして、翌年度への繰越額は負担金及び補助金につきまして332万9,000円としてございます。

23ページにお戻りください。2文化財保護事業経費の(1)文化財保存活用経費でございまして、こちら382万3,000円を増額としてございまして、柴又川甚まちなみ館の開館時期が遅れることに伴いまして、展示政策委託の納期を延長する必要が生じたことから追加が必要となる経費を増額するとともに、繰越明許費の設定を行うものでございます。

繰越明許につきまして25ページをご覧ください。翌年度への繰越額は、委託料につきまして2,560万3,000円としてございます。

22ページでございまして、第8款教育費、第6項社会教育費、第2目社会教育施設費の、23ページにお移りいただきまして、1図書館管理運営経費の(1)維持管理費でございまして、こちら123万6,000円の減額としてございまして、お花茶屋図書館の改修工事に伴いまして、改修期間中は民間物件を借り上げて臨時窓口を設置するという予定にしておりましたところ、区施設内に設置することとしたため、民間物件の賃借料分を減額補正するものでございます。

債務負担につきましては、26ページ、債務負担行為補正と書かれております表をご覧ください。こちらの表の一番下になります。図書館臨時窓口用施設借上でございまして、民間物件の借り上げをしなくなったことを受けまして、債務負担について打ち切る形で補正をいたします。

補正予算についての説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私から報告事項等の10「柴又川甚まちなみ館の展示制作について」ご説明させていただきます。

1「経緯」について、柴又川甚まちなみ館の開館延期の経緯と現状をあわせて説明をさせて

いただきます。柴又川甚まちなみ館についてなのですけれども、本来であれば今年度末の開館を予定しておりました。しかしながら、11月28日、本体工事の竣工を予定しておりましたが、検査の過程の中で、設計図書と現状施工が違うということが発覚いたしました。そのため、建物の安全を確認できなかったため、開館期間の延長を行ったものとなります。

その後、12月から1月にかけて再度の構造計算を行いまして、1月中に安全性の確保、そして検査済証が来たという形になっております。そのため、開館時期については当初3月末と予定しておりましたけれども、今のところの予定としては、来年度の秋頃を予定しております。ただ、こちらにつきましては少しでも早く開館できるよう、現在調整を行っているところでございます。

開館時期が延期したということで、我々の生涯学習課で実施している文化的景観の展示制作期間も延長する必要があるため、今回の補正予算案に計上し、繰越明許費を設定するものでございます。

2の制作委託に関わる「補正予算案」は、当初予算額2,178万円に対して、補正予算案として382万3,000円を計上し、予算減額を2,560万3,000円とするとともに、全額を繰越明許費として設定するものです。

3「作業予定」といたしましては、当初は令和7年度中に制作委託を完了する予定でしたが、変更後は令和7年度中に展示物の制作を実施し、令和8年度は継続して展示制作と設置等の残作業を行う予定としております。

説明は以上となります。

○教育長 それでは、まずは報告事項等から先にご質問を受けたいと思います。報告事項等の10「柴又川甚まちなみ館の展示製作について」ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の10を終わりとします。

それでは、お戻りいただいて、議案第5号について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第5号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第6号「葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事(その3)請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、議案第6号「葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事(その3)」

請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明します。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

1枚おめくりください。こちらに提出議案を添付してありますが、内容につきましてはさらに2枚おめくりいただきまして、4枚目の右肩に「参考」とある資料をご覧ください。

1「工事の目的」でございます。葛飾区立東金町中学校については、葛飾区学校施設長寿命化計画に基づき工事を実施しております。今回、長寿命化工事の一環として、本工事を行うものでございます。

2「契約の概要」でございますが、工事件名は「葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）」でございます。「工事箇所」「契約の方法」については、記載のとおりです。予定価格1億6,665万円に対して、契約金額は1億5,387万円でございます。契約の相手は、西水元二丁目の株式会社大和建设でございます。次ページをご覧ください、工期は契約締結の日の翌日から、令和9年3月31日まででございます。

3「工事の概要」は、記載のとおりでございます。

4「参考資料」といたしましては、次のページをご覧ください。案内図は別紙1のとおりとなっております。次ページには、別紙2といたしまして、校舎棟及び体育館棟の配置図を、さらに次ページにはプール棟の配置図を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号につきまして、原案のとおり可決とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第6号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第7号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第7号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

資料を1枚おめくりください。議案の「提案理由」は、介護補償の1月当たりの限度額を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

さらにおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。今回の改正は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

公務災害補償に関する条例が、昨年12月に改正されたことに伴い、公務災害補償の制度の均衡を保つために区の条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、また1枚おめくりいただきまして、新旧対照表の3ページの第12条第2項第1号の17万7,950円を18万6,050円に、同項第3号の8万8,980円を9万2,980円に改め、次ページの新旧対照表の4ページ、別表、補償基礎額表につきまして、記載のとおり金額を改めるものでございます。なお、表の下の付則におきまして、施行期日及び経過処置を定めてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第7号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第8号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第8号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明をいたします。

資料は、3部で構成されており、上から教育委員会の議案、2枚目、本会議においての提出される議案、3枚目、新旧対照表となっております。

改正内容につきましては、管理職の職務及び職責をより重視した給与体系の見直しに伴い、管理職員特別勤務手当の週休等以外の日における支給対象期間を拡大するものでございます。

管理職員特別勤務手当とは、管理職手当を補完する趣旨で、園長・副園長が臨時または緊急の必要等により勤務した場合に支給する手当でございます。現状、週休日等以外の日に、つまり平日におきましては、午前0時から午前5時までの間に、臨時または緊急の必要等により勤務した場合、園長は5,000円、副園長は4,000円の管理職員特別勤務手当を支給することとなっております。本改正では、週休日等以外の日における支給対象期間を国の均衡等を踏まえ、午後10時から翌日の午前5時まで拡大をいたします。なお、支給金額や週休日等の休日における本手当の取扱いに変更はございません。

この改正は、令和8年度4月1日施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでし

ようか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第8号について原案のとおり可決いたします。

次に、議案第9号「葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第9号「葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

1枚おめくりください。「提案理由」にございますとおり、文化に関する事務について、区長において管理し執行するため、新たに条例を定める必要があるものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただき、右肩に「参考資料」と記載されている資料をご覧ください。令和8年1月13日第1回定例会で説明させていただいた「文化・芸術に関する業務の移管について」を参考資料として添付しております。本条例を定める趣旨としては、文化・条例に関する区の窓口を集約し、一元的に文化振興に取り組んでいくため、生涯学習課で所掌する文化・芸術に関する業務を文化国際課へ移管するものであり、主な移管予定の業務は2に記載のとおりとなります。

1枚、お戻りいただき付則をご覧ください。施行日は、令和8年4月1日としております。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号につきまして、原案のとおり可決とすることにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第9号について原案のとおり可決いたします。

以上で、非公開とした案件を終了いたします。

それでは、事務局は傍聴人を呼んでください。

(傍聴人 入場)

○教育長 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1 傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手などの賛否を表すようなことはおやめ

ください。

3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。

4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 10 号「葛飾区体育施設の利用料金及び使用区分等の承認について」を上程いたします。あわせて、関連します報告事項等の 11 の説明もお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第 10 号「葛飾区体育施設の利用料金及び使用区分等の承認について」説明させていただきます。

「提案理由」といたしまして、葛飾区体育施設指定管理者より、葛飾区体育施設条例及び同施行規則に基づく利用料金及び使用区分等について承認申請を受けたため、本案につきまして、ご審議いただき、ご承認いただきたく存じます。

ページを 1 枚おめくりいただき、指定管理者宛の利用料金承認書（案）、次ページの使用区分等の承認書（案）になります。別記様式 1 の資料のとおり、令和 8 年 1 月 15 日に指定管理者より、葛飾区体育施設利用料金の承認申請を受けております。次ページ以降の別紙が、葛飾区体育施設条例施行規則第 1 条第 2 項により、指定管理者の定める葛飾区体育施設の利用料金表でございます。

7 ページ目にお進みください。奥戸・水元総合スポーツセンター以外の、3 その他の施設の料金表にスケートボード場を新たに追加されております。貸切りの場合の利用料金について、体育目的で使用する場合は、1 回 30 分につき、2,500 円。目的外使用は、平日が 1 万円、土曜日が 1 万 2,500 円、日曜または祝日が 1 万 3,750 円となります。また、貸切りでない個人利用の料金については、曜日に限らず 1 人 1 回 30 分につき、高校生以上の一般が 125 円、小・中学生が 25 円となります。

13 ページをご覧ください。こちらは、令和 8 年 1 月 15 日付で指定管理者より葛飾区体育施設条例施行規則第 1 条第 2 項に基づき、小菅西公園運動場スケートボード場の使用区分及び使用申請書について承認申請がございました。

14 ページ目以降が使用区分の一覧になります。15 ページ目、3 その他の施設の（5）に小菅西公園運動場スケートボード場が追加され、原則貸切り使用はせず個人利用、営業日の午前 9 時から午後 8 時まで 1 時間単位の利用といたします。

16 ページ目の別紙 2 は、葛飾区体育施設使用申請書（案）になります。原則貸切り利用はいたしません、区の事業などで貸切り利用する際の申請書となります。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

続きまして、関連として、報告事項等の11「小菅西公園運動場スケートボード場の開設について」説明を申し上げます。

1「概要」ですが、葛飾区スポーツ推進計画に掲げる「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、小菅西公園運動場スケートボード場を令和8年4月1日に開設するものでございます。

2「施設概要」についてです。(1)「運営時間」は午前9時から午後8時までとして、毎月第4水曜日は休場といたします。なお、雨天等の場合は臨時休場といたします。(2)「利用料金」についてです。アの施設利用料ですが、高校生相当の一般が1時間250円、小・中学生は1時間50円とします。イ 道具の貸出しについてです。スケートボード・ヘルメット・プロテクターについては、現場で貸出しを行いますが、利用料金は指定管理者と協議の上、決定することといたします。(3)「安全対策」についてです。滑走時は、ヘルメットの着用を必須とし、プロテクターの着用は推奨といたします。ただし、中学生以下の施設利用者は、プロテクターの着用についても必須といたします。

次ページをご覧ください。(4)「マナー啓発」についてです。競技経験のある施設管理者を配置し、施設の利用ルールの周知を徹底いたします。また、施設外でのマナーに関する指導・助言を行い、周辺住民への配慮を促すことで、公園利用者や近隣住民が安心できる環境を維持してまいります。(5)「快適な利用環境の構築」についてです。SNSを活用し、雨天等による臨時休場や施設の混雑状況などについて適宜周知を行い、利用者が快適に利用できる環境を構築してまいります。

3「その他」についてです。(1)施設概要の「周知方法」ですが、区ホームページ及び広報かつしかに掲載してまいります。(2)「開設式典」についてです。令和8年3月28日土曜日、午前10時から関係者を対象とした開設式典を実施いたします。また、式典終了後には、公募により決定した小・中学生を対象に体験会を実施する予定でございます。なお、体験会の公募は区ホームページ、広報かつしか及び公式SNSにて行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、まずは報告事項等の11についてご質問を受けたいと思います。それでは、報告事項等11について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の11を終了します。

続きまして、議案第10号について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 10 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 11 号「(仮称)水元公園スケートボード広場整備 基本計画の策定について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、議案第 11 号「(仮称)水元公園スケートボード広場整備 基本計画の策定について」ご説明いたします。

「提案理由」といたしましては、これまで素案・案と本委員会でご説明をさせていただきました(仮称)水元公園スケートボード広場整備 基本計画について策定する必要がございますので、本件を提出するものでございます。

次ページ目以降が基本計画となりますが、前回、報告させていただきました案から変更はございません。本日も承認いただきました後、教育委員の皆様をはじめ、区議会へ配布するとともに、図書館や区政情報コーナーへ閲覧用で送付するほか、区ホームページにも掲載して周知を図ってまいりたいと考えております。また、概要版につきましても、同様に配布をしたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 11 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 11 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等を終わります。

続いて、報告事項等に移ります。

それでは、報告事項等の 3「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方(案)について」の報告をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは、報告事項等の 3「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方(案)について」ご説明いたします。

本資料の 1 ページ目をご覧ください。小松南小学校の改築につきましては、昨年 7 月に小松南小学校改築懇談会を設置しまして、新校舎整備に向けた検討を行ってまいりました。このたび、「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方(案)」により、基本的な方針を取りまとめたため、報告するものでございます。

まず、1「『葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）』の概要」でございます。（1）「小松南小学校改築の方向性」につきまして、小松南小学校の新校舎は、通学区域の中心に位置します現小松南小学校敷地に建設し、工事期間中は、近接する旧松南小学校敷地を活用し、学校運営を行います。なお、旧松南小学校敷地の活用方法につきましては、改築事業終了後の跡地活用ニーズを踏まえ、施設部が中心となって庁内で検討を進めているところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。（2）「施設整備の基本方針」でございます。改築懇談会の意見を踏まえまして、次のとおり施設整備の基本方針を定めます。まず、ア「設置計画等の工夫により、児童がのびのびと活動できる学校づくり」でございます。具体的には小松南小学校の敷地面積は、区内で最も狭隘でありますため、極力コンパクトな造りとし、教職員や児童の導線を短くいたします。敷地が狭くても、児童がのびのびできるように整備してまいります。

次に、イ「地域との連携を継承し、愛され続ける学校づくり」でございます。具体的には防災ですとか見守りなどで、学校と地域が連携し、誰もが使いやすい体育館や地域連携室を整備してまいります。

最後に、ウ「地域の中心として防災機能を充実させるとともに誰もが使いやすい校舎整備」でございます。具体的には避難所機能を2階以上に設置することや、バリアフリーに配慮した学校を整備してまいります。

続きまして、（3）「改築概要」でございます。ア「予定諸室」は、普通教室25室、少人数教室3室、特別支援教室1室となっております。以下記載のとおりでございます。記載にはございませんが、今後の児童数は、令和13年度までは6学年が最大3学級となるトータル18学級程度で推移する見込みでございます。令和14年度の再開発事業竣工の年に人口流入を見込んでおりまして、子どもの数は一定数増加し、その7年後の令和21年度頃に1年生がピークとなる想定をしております。その後は、子どもたちの数は多少減っていくものと見込んでいます。今後、令和元年度から26年度まで、最大25学級は続く見込んでおりまして、現段階では普通教室を25学級としております。今後、想定外の人口流入という可能性も踏まえまして、各種教室の活用によって最大30学級まで対応できるように準備を進めております。

次に、イ「併設施設」につきましては、わくわくチャレンジ広場室、学童保育クラブ、備蓄倉庫となっております。

2「今後のスケジュール（予定）」につきましては、記載のとおりでございます。

3「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）」につきまして、別冊によりポイントを説明させていただきます。別冊の「葛飾区立小松南小学校 改築のための基本的な考え方（案）」をご覧ください。1枚、おめくりいただきまして、まず目次でございます。

まず、Ⅰ「敷地条件」では、現小松南小学校における敷地の概要、法的条件、周辺環境や通学区域のほか、施設規模や平面図などといった既存施設の概要、既存の樹木やモニュメントなど施設に関連する情報について示しております。

Ⅱ「改築のための基本的な考え方」では、改築における課題や方向性、施設整備の基本方針や施設の機能向上に向けた取組、改築概要、配置比較表及びゾーニング案などについて示しております。

Ⅲ「検討体制」では、改築懇談会運営要綱、懇談会の経過について示しております。

お手数ですが、18ページをご覧ください。「改築のための基本的な考え方」のうち、ページ中央の1「小松南小学校改築における課題」でございます。小松南小学校は、区内で最も敷地面積が狭隘であり、学校運営を継続しながら改築事業を進めた場合、工事エリアと学校運営エリアとが近接し、改築期間中の教育環境に影響を及ぼすことに加え、児童数の増加に伴い必要な教室数を確保することが困難な状況です。

次の19ページと20ページでは、小松南小学校を単独改築で建て替えた場合の検証を行ったものを掲載させていただいております。

続きまして、21ページをご覧ください。小松南小学校を単独で建て替えることが困難という結論に至りましたので、小松南小学校の新校舎を現小松南小学校の敷地に建て替える際には、近接する旧小松南小学校の敷地を活用して、学校運営を行うことといたします。

お手数ですが、26ページをご覧ください。27ページとあわせてご説明させていただきます。7「配置比較表」でございます。新校舎を何階建てにするかについて、検証いたしました。まず、校舎の配置は、普通教室の南面に配置できることや校庭の面積を可能な限り広くできること。また周辺宅への日照や教育活動に伴うことなどの負担を考慮するとともに、改築懇談会の意見を参考としまして、新校舎を現状に近い北側配置にすることで考えております。

26ページを引き続き見ていただきまして、新校舎の階数につきましては、表のA、3階、またはBの4階の場合、校舎面積が大きくなる分、校庭を広く設置することができないとともに、校庭は細長くなり使いづらくなります。

27ページをご覧ください。次に、Cの5階の場合、既存校舎よりも広い校庭が確保できるとともに、校舎の各階の広さもバランスもよく配置の自由度が高まります。

最後に、Dの6階建て以上の場合、日影規制のため校舎は南側配置に限られます。また、ワンフロア当たりの面積は減りまして、諸室が分断された配置となるおそれがあります。

以上のことから、5階建ての新校舎を建設してまいりたいと考えております。

お手数ですが、30ページをご覧ください。8「ゾーニング案」でございます。校庭を可能な限り広く、なおかつ近隣への日影に対応するため、5階建てで検討することをただいま申し上げます。各階の配置はご覧のとおりでございます。普通教室を2階から4階、体育館も2階

から4階、そして特別教室を主に5階に整備いたします。新校舎北側のお宅に対する日影の影響やご負担を考慮しまして、校舎の北側は4階部分までの高さになるように、今、検討を進めております。

ご説明は以上ですが、今後控えております区議会議員の皆様や近隣住民の説明会など、地域の皆様の声も十分に踏まえつつ、関係各課と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。様々なご検討を頂いて、地域の意見もいろいろあると思うので、取りまとめもありがとうございます。

「基本的な考え方」というところで、地域との連携を重視する点や防災機能をつける点についてご検討いただいていると思います。地域の連携というところだと、先ほどの放課後子ども事業の報告でもありました子ども家庭庁、文科省の放課後児童対策パッケージの中でも、学校の施設を活用したということがうたわれていると思いますので、非常に重要なことと考えております。一方で、地域に開放して学校をつくらうとすると、いわゆる不審者対策との兼ね合いというのは、開放し過ぎると不審者に対するの防御が甘くなるなど課題があると思うのですが、もしその点で何か工夫された点とかお考えがあれば、教えていただきたいと思えます。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 不審者対策ということで、やはり学校における児童の安全面には十分に気をつけていかなければいけないと考えております。例えば、校庭の状況を把握できるように職員室を配置することや、体育館を地域開放で使っていただく場合、校舎の中を通らず、外階段を使って通常の学校とは別の入り口から体育館に入ってもらい校舎内には侵入しないようにする導線とすることなどいろいろと考えているところでございます。また機械警備も設置しまして、何かあった場合にすぐに対応できるよう今まで以上にしっかりと検討しながら進めていきたいと考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の3を終わります。

次に、報告事項等の6「東四つ木小学校における臨時休業（学校閉鎖）について」報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「東四つ木小学校における臨時休業（学校閉鎖）について」ご説明申し上げます。

1 「概要」でございますが、東四つ木小学校において胃腸炎症状による欠席児童が急増し、感染症等の疑いがあったため、令和8年1月23日及び26日を学校閉鎖としたことについて報告するものでございます。

2 「経過」でございますが、(1) 1月17日は公開授業日で、児童1名が吐き気を訴え教員が介抱しましたが嘔吐には至りませんでした。(2) 19日は、胃腸炎症状による欠席者が1名で、17日に吐き気を訴えた児童とは別の児童でございました。(3) 20日は、胃腸炎症状による欠席者が3名おりました。(4) 21日でございますが、ア. 児童45名、教員1名、合計46名に胃腸炎症状がありました。また、早退した児童のうち1名が学校で嘔吐いたしました。イ. 欠席率の高い1年1組、2年1組、5年1組について、22日及び23日の2日間、学級閉鎖とすることを決定いたしました。ウ. 学校から保健所へ報告し、聞き取り調査を受けたところ、食中毒の疑いがあるとして訪問調査が実施されました。内容は記載のとおりでございます。エ. 22日の給食は調理委託事業者に代替調理員を手配させ、加熱調理済食品のみを提供できる献立に変更いたしました。

次のページの(5) 22日でございますが、ア. 児童73名、教員1名、合計74名に胃腸炎症状がありました。イ. 保健所及び学校医の意見を参考に、教育委員会事務局内で協議し、23日金曜日及び26日月曜日の学校閉鎖を決定いたしました。ウ. 学童保育クラブに休校日による対応を依頼し、了承いただきました。エ. Home & Schoolで保護者宛ての学校閉鎖通知文を配信いたしました。

オ. 学校閉鎖期間中の対応について、次のとおり行うことといたしました。(ア) 学校の対応は、午前中は自宅学習を行い、Home & Schoolによる健康観察を実施する。(イ) 教育委員会の対応は、わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)は中止する。(ウ) 学童保育クラブの対応は、午前8時から実施する。

(6) 学校閉鎖した23日の状況と対応でございますが、ア. 児童31名、教員1名、合計32名に胃腸炎症状があり、前日より42名減少いたしました。イ. 保健所の助言を受け、学務課職員6名及び学校用務職員6名で校内の消毒を実施いたしました。ウ. 教員が21日及び22日の欠席・早退者の自宅に調査票と検便検査キットを配付いたしました。

(7) 学校閉鎖した26日の状況と対応でございますが、ア. 児童7名に胃腸炎症状があり23日より25名減少いたしました。イ. 保健所及び学校医の意見を参考に、教育委員会事務局内で協議し、27日からの学校再開を決定いたしました。ウ. Home & Schoolで保護者宛ての学校再開通知文を配信いたしました。エ. 学務課職員2名及び学校用務職員2名で校内のトイレ、手洗い場、ドアノブを消毒いたしました。

次のページの3 「学校再開の判断理由」でございますが、1点目が胃腸炎症状による体調不良者が減少したこと。2点目が校内の消毒作業を実施したこと。3点目が保健所及び学校医か

ら再開は妥当との見解を得たこととございます。

4「再開後の対応」でございますが、(1)保健所からの助言により、1月30日までHome & Schoolによる健康観察を実施いたしました。(2)校内は原則としてマスクを着用して生活いたしました。(3)トイレ、手洗い場、ドアノブなど、児童が手に触れる可能性が高いところを、1日2回、次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒いたしました。また、児童には、石鹸でよく手を洗うよう指導いたしました。(4)学校給食は、加熱調理済食品のみを提供できる献立に変更して実施いたしました。また、保健所の検査で調理員の陰性が判明するまでは、代替調理員を手配いたしました。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他、委員の皆様からご意見、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第2回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻0時12分